

令和5年6月12日
関東森林管理局

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

令和3年6月29日付けでお知らせした、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防については、真夏日を「日最高気温が30℃以上の日」から「日最高気温が28℃以上の日」と読み替えて運用していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更となったことを受けまして、令和3年6月29日付け「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」を廃止し、令和5年6月7日より、下記のとおり試行することとしましたので、お知らせします。

なお、治山工事共通特記仕様書第17条2(1)真夏日についても読み替えることとします。

記

1 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工期

工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、工期に年未年始を含む工事では年未年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

工期内の真夏日を工期で除した割合をいう。

真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

2 試行の取組内容

(1) 気温の計測方法等

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。

(2) 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の観測結果又は工事現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

（3） 気温の修正方法

（2）の気温の計測結果（工事現場を代表する 1 地点の気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温（℃）＝気温（℃）－標高差（m）×0.6／100（m）

※補正後の気温は、少数点第 2 位四捨五入 1 位止めとする。

ただし、標高差（m）＝工事現場の標高（m）－計測箇所の標高（m）

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差の値は、小数点第 1 位四捨五入整数止めとする。

（4） 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出する。

（5）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

ただし、積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合等と合わせた補正値の上限は 2.0%とする。

補正値（%）＝真夏日率 × 補正係数※

※補正係数：1.2

3 既契約工事における適用

令和 5 年 6 月 7 日以前に現場作業を行っていた既契約工事については、令和 5 年 6 月 6 日までは真夏日を「日最高気温が 30℃以上の日」から「日最高気温が 28℃以上の日」と読み替えることとし、精算するものとする。

（担当：森林整備課 課長補佐 027-210-1184）

（担当：治山課 課長補佐 027-210-1190）